

可能性があります。国税通則法11条の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

また、消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法37条の2）。新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）ことができます。

適用時期

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

（５）中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している中小企業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する措置が講じられます。

【特例の概要】

令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が2分の1又はゼロとされます。

令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

適用時期

令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

（６）生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、適用期限を2年延長します。

【制度の概要】

中小事業者等が、令和3年3月31日までに認定先端設備等導入計画に沿って、新規に取得した先端設備等に該当する一定の機械装置等に対する固定資産税の課税標準が、最初の3年度分に限り、市町村の条例で定めるゼロ～2分の1の範囲内の割合に軽減される制度です。

【特例の概要】

現行制度	拡充
▷以下の設備投資が対象 ・機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備 ※旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上する一定のもの ※中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの ▷生産性革命・集中投資期間（平成30年度～令和2年度に限定）	▷対象資産に、事業用家屋と構築物を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長

適用時期

生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

（7）文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

【特例の概要】

- ① 政府の自粛要請を踏まえて、主催者等からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が指定した文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合には、放棄した金額（20万円を超える場合には20万円）について、所得税における寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とされます。

（注）その他の要件等は、所得控除については現行の特定寄附金に係る所得控除と、税額控除については現行の税額控除対象寄附金に係る税額控除と、それぞれ同様とされます。

- ② ①の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例で定めるものについて、個人住民税における寄附金控除の対象とされます。

（注1）本特例を用いた寄附金控除の対象金額は、所得税と同様の上限となります。

（注2）その他の要件等は、現行制度と同様となります。

適用時期

不特定多数の者を対象とするイベントで、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったもので、かつ、現に中止等されたものが適用されます。

(8) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

【特例の概要】

- ① 住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）の控除期間13年間の特例措置（控除期間の3年延長：10年→13年）について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、以下の要件を満たした上で令和3年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象となります。

【適用要件】

- (イ) 一定の期日までに契約が行われていること
 - ・注文住宅を新築する場合は、令和2年9月末
 - ・分譲住宅、既存住宅を取得する場合や、増改築等をする場合は、令和2年11月末
- (ロ) 新型コロナウイルス感染症の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと

- ② 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得の日から6カ月以内）について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症の影響で遅れ入居が遅れた場合でも、以下の要件を満たしていれば、入居期限が「増改築等完了の日から6カ月以内」となります。

【適用要件】

- (イ) 以下のいずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
 - ・既存住宅取得の日から5カ月後まで
 - ・関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで（施行日より前に契約が行われている場合でも構いません）
- (ロ) 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

- ③ 所得税において、①及び②の特例の適用がある者のうち、適用年の各年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で減額されます。

適用時期

①の改正は、令和3年分以後の所得税について、②の改正は、令和2年分以後の所得税について、③の改正は、令和3年度分以後の個人住民税について、それぞれ適用されます。

(9) 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

【特例の概要】

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、次に掲げる要件を満たせば、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって当該耐震改修した住宅を居住の用に供することとなった日が当該取得の日から6月を経過する日後となったこと
- ② ①の耐震改修に係る工事の請負契約を、当該住宅の取得の日から5月を経過する日又は法律の施行の日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに締結していること
- ③ ②の耐震改修に係る工事の終了後6月以内に、当該住宅を居住の用に供すること

適用時期

令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分について適用されます。

(10) 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置が[※]6ヵ月延長されます。

【制度の概要】

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）の自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率が1%分軽減されます。

登録車		軽自動車	
税率	臨時的軽減	税率	臨時的軽減
非課税	非課税	非課税	非課税
1.0%	非課税	1.0%	非課税
2.0%	1.0%	2.0%	1.0%
3.0%	2.0%		

適用時期

令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

(11) 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

【特例の概要】

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書については、印紙税が非課税となる措置が講じられます。なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。また、施行日の前日までに作成されたものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

適用時期

令和3年1月31日までに作成された特別貸付けに係る契約書について適用されます。

2 給付金や資金繰り、融資に関する支援策

政府の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策」に関する、中小企業者等を対象とした主な支援策は以下の通りとなっています。

(1) 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、事業全般に広く使える給付金が支給されます。給付額は、法人が200万円、個人事業者が100万円です。ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限額となります。

【売上減少分の計算方法】

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12カ月）

※昨年創業した事業者や売上が一定期間に偏在している事業者などには特例があります。

支給対象は、資本金10億円以上の大企業を除く、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者や、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など会社以外の法人についても対象となります。

【持続化給付金に関する問い合わせ先】

- 持続化給付金事業コールセンター：0120-115-570 ※ IP 電話は03-6831-0613
（5・6月は全日8：30～19：00、7月は日曜日～金曜日8：30～19：00（土・祝日を除く）
8月以降は日曜日～金曜日8：30～17：00（土・祝日を除く））

(2) 資金繰り支援

セーフティネット保証（経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度）や、危機関連保証（セーフティネット保証とは、さらに別枠（2.8億円）で全国・全業種（一部保証対象外の業種があります）を対象に100%保証）が措置されています。

【資金繰り支援全般に関する問い合わせ先】

- 中小企業 金融・給付金相談窓口：0570-783183（平日・土・日・祝日9時～17時）
- 金融庁相談ダイヤル：0120-156811（平日10時～17時）※ IP 電話は03-5251-6813
- 最寄りの信用保証協会：経済産業省 HP 特設ページで確認できます。

(3) 融資支援

新型コロナウイルス感染症特別貸付（信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げ。据置期間は最長5年）、商工中金による危機対応融資（新型コロナウイルス感染症の影響で業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援）、特別利子補給制度（特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給）が措置されています。

【融資に関する問い合わせ先】

- 日本政策金融公庫：（平日0120-154-505、土・日・祝日0120-112476・0120-327790）
- 商工組合中央金庫相談窓口：0120-542-711（平日・土・日・祝日9時～17時）
- 中小企業 金融・給付金相談窓口：0570-783183（平日・土・日・祝日9時～17時）

災害ボランティア活動



青年部会 ボランティア日誌

- 7月5日(日) 八代市二見地区
- 7月12日(日) 人吉市内
- 7月16日(日) 芦北町内
- 8月2日(日) 八代市坂本町内
- 8月5日(水) 八代市坂本町内
- 8月11日(火) 八代市坂本町内
- 8月12日(水) 八代市坂本町内

第11回 税に関する 絵はがきコンクールの優秀作品紹介

本年度も募集しています



★税務署長賞★
鏡小学校 6年
満井 美璃愛



★法人会会長賞★
鏡小学校 6年
西岡 さくら



★女性部会長賞★
昭和小学校 6年
井上 波琉

初級複式簿記講座

簿記は事業経営の原点でもあり、従事する人にとって欠かせない知識です。また記帳用のパソコン会計ソフトを使うためにも、ある程度の知識は必要であり、青色申告の方も複式簿記で記帳しないと55万円の青色申告特別控除は受けることが出来ません。

そこで本年も、商店や会社経営者、従業員、資格取得を目指したい方々を対象に初級の講座を開講致します。具体的な記帳方法から具体的な記帳方法までの内容についてわかりやすく指導します。

災害により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

災害により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。災害により被害を受けられた方には、次のような税制上の措置(手続)がありますので、ご確認ください。

I 災害により申告等が期限までにできない方

災害により被害を受けられた方は、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、申告・納付等について期限の延長を受けられる場合があります。

II 災害により納付が困難な方

災害により財産に被害を受けたときや納付が困難なときは、「納税の猶予申請書」を税務署に提出することにより、納税の猶予を受けられる場合があります。

III 災害により住宅や家財などに損害を受けた方

1. 所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除

災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。

※詳しくは八代地方法人会へ問合せ下さい。

おすすめ



スマホ・タブレットでもOK!

国税の納付は、**簡単・便利な** 国税庁

ダイレクト納付 をご利用ください

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約が不要です!
- 利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続が行えます!
- ⇒**電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です**

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!
- ⇒**源泉所得税を毎月納付している方に便利です**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます!
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことができます!
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます!
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます!

地方税より
新しい納付
方法のご案内

- 2019年10月から「地方税共通納税システム」が開始します。**NEW**
個人住民税(特別徴収分)も電子納付をすることができます。
詳しくはeLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp>)をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ別に必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。